

【資料2－1】 対応委員会について(改訂案)

第2章 学校生活における管理と指導

食物アレルギー対応における校内体制の確立と連携

1. 目的

食物アレルギー対応が必要な児童・生徒に対して、学校給食における適切な対応を検討し、全教職員が共通理解を図り、関係機関と連携して、より安全な学校給食の運営をめざす。

2. 対応委員会の設置

学校は食物アレルギー対応について協議・決定するため校長を責任者とし、関係者で組織する対応委員会を校内に設置する。

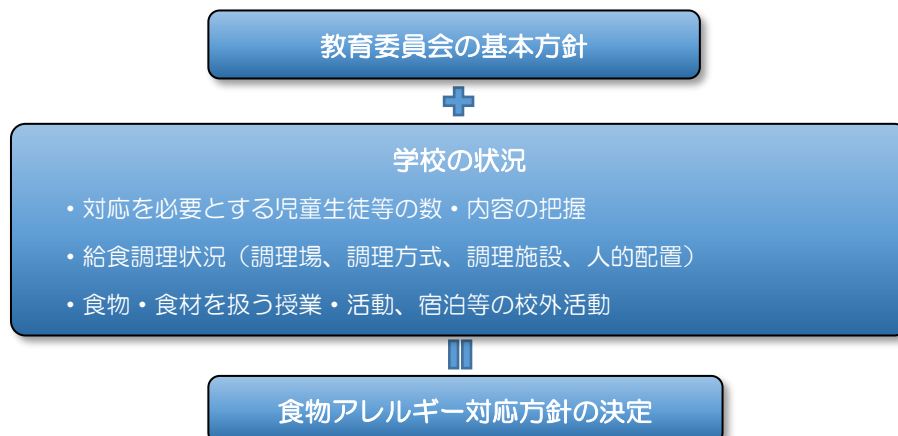
< 委員構成及び主な役割【例】 >

	役職	主な役割
委員長	校長	対応の責任者
委員	教頭	校長の補佐、指示伝達、外部対応
	首席、教務等	教頭の補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応
	関係学級担任等	実態把握、保護者との連携、事故防止、安全な給食運営
	養護教諭	実態把握、主治医や学校医との連携、事故防止
	栄養教諭等 給食主任	実態把握、給食調理・運営の安全管理、事故防止

※必要に応じて、調理員の代表、学校医、主治医等に委員会への出席を求める。

(1) 対応方針の決定

対応委員会では教育委員会の基本方針や各校の状況等を踏まえ、食物アレルギーの対応方針を決定する。



(2) マニュアル等の整備

児童生徒等が安全安心な学校生活を送るために、環境及び緊急時体制等の整備を行う。

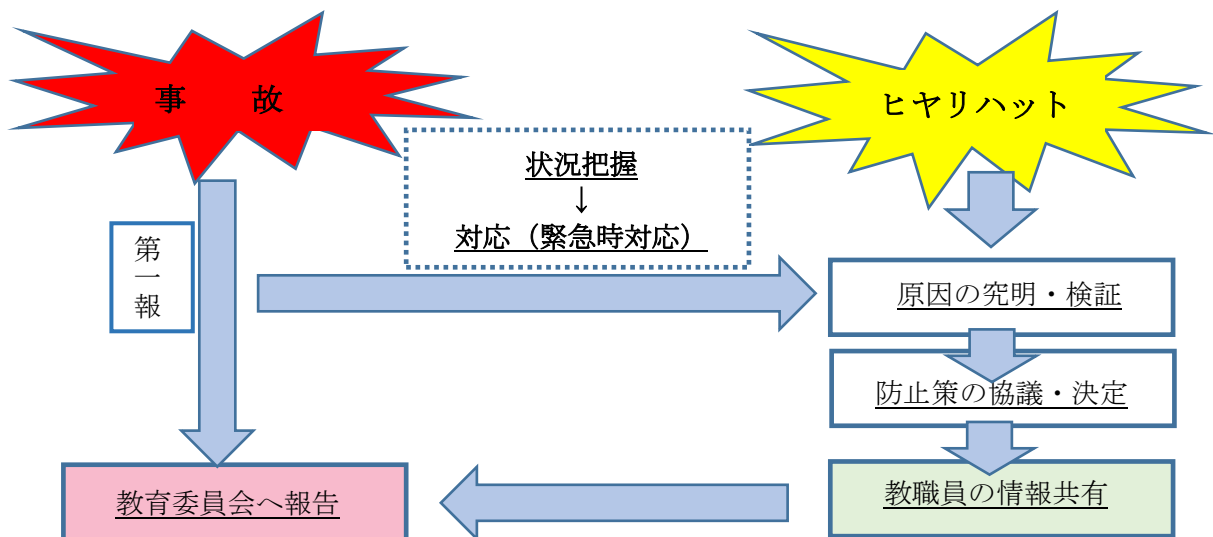
各学校における対応方針、誤食・誤配を防止するためのルール（給食・校外学習時）や緊急時の迅速な対応等について、マニュアルを作成・整備する。

(3) 教職員への啓発（研修の実施）

緊急時に迅速な対応ができるように、各教職員の役割を明確にし、各教職員自らがそのことを理解して、習熟していなければならない。そのための方策（研修やシミュレーション）について対応委員会で検討し、実践する。担当者が不在の場合でも、他の教職員が対応できるようにしておく。全教職員が食物アレルギーやアナフィラキシーの正しい知識をもち、アドレナリン自己注射薬である「エピペン®」を正しく扱えるように実践的な研修を定期的の実施する。なお、研修を行うに当たっては、（公財）日本学校保健会が作成した資料などを積極的に活用すること。

(4) 事故及びヒヤリハットの改善策の検討と情報共有

すべての事故及びヒヤリハットは、状況や問題となった原因、改善方法について、対応委員会において検証及び対策を検討し、学校内や給食室内でそれらの情報を共有することで、事故防止の徹底に努めることが重要になる。



(5) 年間計画の作成

食物アレルギー対応について、年間計画に基づき学校組織として計画的に進める。

＜〇〇小学校年間計画【例】＞

月	実施内容
4	・給食対応方針の決定 ・【全教職員】給食運営実施についての共通理解
5	・【全教職員】食物アレルギー対応研修（エピペン®実技研修を含む） ○ 教育委員会に食物アレルギー対応の児童生徒等の状況報告
7	・【在校生】1学期の評価、改善策の検討
10	・【新1年生】保護者へ書類の配付（様式1，2，3） ・【在校生】保護者へ書類の配付（様式1，2，3）
12	・【在校生】2学期の評価、改善策の検討
2	・【在校生】保護者との面談を実施（様式10）
3	・【新1年生】保護者との面談1を実施（様式10） ・【在校生】年間の総括 ・【在校生】学校生活管理指導表や個別面談調書等に基づき、次年度の対応を検討する。
4	・【新1年生】保護者との面談2を実施（面談1の様式10を使用）
通年	○ 学校給食実施状況把握 ○ 事故・ヒヤリハット事例の情報共有 ○ 消防署との情報共有

※「②対応委員会の設置」については、大阪府教育委員会「学校における食物アレルギー対応ガイドライン〔令和3年度改訂〕」一部を加工して作成

3. 学校給食食物アレルギー対応のための連携組織図

